

事務連絡  
令和8年3月30日

各国土交通大臣認可 { 水道事業者  
水道用水供給事業者 } 殿

各設置専用水道設置者 殿  
(各地方整備局等水道担当経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」及び「水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和8年環境省令第7号）が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

これを踏まえ、環境省から「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」及び「水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」が別添のとおり発出されましたので、送付いたします。

[添付資料]

- ・水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）
- ・水道法施行規則の一部改正等における留意事項について

国土交通省 水管理・国土保全局  
水道事業課

TEL : 03-5253-8111 (34438, 34439)

担当 : 山口、小林、小泉

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp